

長崎県知事管理漁獲可能量

8 漁振第 255 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和 8 年長崎県告示第 258 号の 2）の一部を次のように変更し、令和 8 年 8 月 18 日から適用する。なお、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

また、長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 5 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（長崎県くろまぐろ TAC 計画）（令和 8 年 8 月 18 日変更）第 3 の 2 に定める海区別かつ採捕の種類別の割当量は別紙のとおり。

令和 8 年 8 月 18 日

長崎県知事 平田 研

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 871.900 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 444.500 トン

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 84.392 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 773.036 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 108.770 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 332.884 トン

(別紙)

① 小型魚

(単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	9.967	0.333	10.300
県北	44.444	19.040	63.484
五島	167.376	27.605	194.981
壱岐	<u>106.230</u>	19.801	<u>126.031</u>
対馬	445.019	17.613	462.632
小計	<u>773.036</u>	84.392	<u>857.428</u>

② 大型魚

(単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.690	2.549	4.239
県北	4.491	26.944	31.435
五島	4.810	33.726	38.536
壱岐	<u>313.325</u>	25.200	<u>338.525</u>
対馬	8.568	20.351	28.919
小計	<u>332.884</u>	108.770	<u>441.654</u>